

## おらほの納税教室

### 青色申告と白色申告の違い

項目	青色申告	白色申告
帳簿	現金出納帳 + 白色申告に必要な帳簿	売上帳、仕入帳、経費帳など
事前の届出	必要	不要
確定申告時の作成書類	所得税青色申告決算書	収支内訳書
税制上の優遇処置	さまざまな特典あり ※詳細は、「青色申告の主な特典」のとおりです。	なし

### 青色申告の主な特典

#### ★事業所得から最大65万円を控除できる「青色申告特別控除」

複式簿記により記帳している人は、一定の要件の下で最大65万円を控除することができます（簡易な帳簿の場合は、最大10万円控除）。

#### ★事業を手伝う家族への給料が全額経費になる「青色専従者給与」

生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、かつ、その事業に6カ月以上従事している人に支払う給与について、仕事の内容から相当な金額を支払う場合は、必要経費にすることができます（「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出が必要です）。

### 青色申告にするためには、何をすればいいの？

青色申告にするためには、税務署への申請が必要です。青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を気仙沼税務署に提出して、承認を受けると青色申告を利用することができます。

平成30年分から青色申告を始めたい場合は、平成30年3月15日までに申請が必要となります。

※青色申告についてご不明な点は、気仙沼税務署 ☎22-6780 へご相談ください。



☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372

ゼイコップからの  
ワンポイント  
アドバイス



「青色申告の特典を生かして、  
節税効果を高めよう！」

家族で事業を営んでいる場合や、毎年の収入の変動が大きいような場合は、青色申告をお勧めします。上記で挙げた特典のほかにも有利なことがあるので、節税効果は高くなります。

また、自分で申告するのが不安な人は、税理士に依頼する方法や商工会に相談する方法があり、これらの委託料は必要経費に含めることができます。

### 住宅借入金等特別控除について

控除期間  
10年間です。

例えば、平成29年に入居した人は、平成29年分から平成38年分までの所得税に住宅借入金等特別控除が適用されます。

(1) 特定取得（住宅の取得対価または費用の額に含まれる消費税などの税率が8%または10%である場合）に該当する場合  
次のいずれか小さい金額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税額から控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の7%
- 136,500円

(2) 特定取得に該当しない場合

次のいずれか小さい金額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税額から控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%
- 97,500円

### 「住宅借入金等特別控除の申告準備説明会」

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築など行った人を対象に、住宅借入金等特別控除の申告準備説明会を開催します。申告に必要な書類を確認し、スムーズな申告書類の作成ができるように準備をしましょう。申告方法や申告で準備するものが分からないという人はご参加ください。

なお、実際に書類を作成する「住宅借入金特別控除の申告教室」の日程は、後日広報でお知らせします。

- 開催日：平成29年12月20日（水） ◆時間：①午前10時30分～正午 ②午後1時30分～3時
- ◆会場：ベイサイドアリーナ 文化交流ホール ◆持ち物は、必要ありません！

住宅借入金等特別控除の申告に関する問い合わせ

気仙沼税務署 ☎22-6780（※音声案内に従い「2」番を選択してください。）

### \* 今月の税 \*

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

固定資産税…第4期  
国民健康保険税…第6期  
介護保険料…第5期  
後期高齢者医療保険料…第5期

口座振替日  
11月27日(月)

納付期限  
11月30日(木)